

第 1 号議案

笠松町公共施設巡回町民バスに係る自家用有償
旅客運送者（道路運送法第 79 条）登録の有効
期間満了に伴う登録更新について

笠松町公共施設巡回町民バスに係る自家用有償旅客運送者（道路運送法第 79 条）登録の更新登録をするものとする。

平成 20 年 9 月 9 日 提出

笠松町長 広 江 正 明

○提案理由： 笠松町公共施設巡回町民バスの運行内容については従前と同様で、変更となる点はないが、現在の自家用有償旅客運送者（道路運送法第 79 条）登録が平成 20 年 9 月 30 日で登録期間満了となることから、笠松町長が中部運輸局岐阜運輸支局長宛に更新登録の申請をするにあたり、当会議の承認が必要となるため。

○運送の区域

- ・ 起点：笠松町門間 1 8 8 3 番地
- ・ 終点：笠松町米野 7 8 1 番地

○更新期間（予定）：平成 20 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで

○その他

- ・ 乗車料金：1 回の乗車につき 100 円
- ・ 停留所数：38 ヲ所

○登録に付す条件：運送については、「市町村運営有償運送の登録に関する審査基準について」（平成 18 年 9 月 28 日付け岐運支局公示第 3 号）の条件に適合し、地域公共交通会議の合意条件に従っていること。